資料2

【議題2】

第4次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて

【目次】

基本理念等……1

（1）地域での生活基盤づくり……2

（2）あいサポート運動の推進……5

（3）「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」の推進……7

参考資料……10

1. 基本理念

この計画の基本理念は、第３次計画の基本理念を継承・発展し、次のように設定します。

障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉

理念 1. 障がいのある人もない人も、共にかけがえのない人間であることを認めあい、主体として人権が尊重される社会
理念 2. 障がいのある人が社会の一員として、就労、文化・スポーツ等、多様な活動に参加できる社会
理念 3. 地域でのさまざまな人と人との交流を図る中で、一人ひとりのもつ力を引き出し、共に生きることの大切さを認識し、共に支えあう社会

2. 基本方針

基本理念の実現に向け、次のような基本方針を設定します。

① 個人として尊重される地域づくり
② 自立と社会参加の促進、生きがいづくり
③ 地域における障がい理解の推進、生活支援の充実

3. 最重点施策

（1）地域での生活基盤づくり
（2）あいサポート運動の推進
（3）「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」の推進

（1）地域での生活基盤づくり

障がいのある人が、地域において生活するためには、保健・医療・福祉をはじめとした関係機関の連携と、適切な障がい福祉サービスの提供など、地域の日常的な支援が必要不可欠です。

そこで、さまざまな相談窓口を整備・拡充するとともに、住宅の整備・改良、災害時の避難体制の確立、障がい福祉サービス等の充実、福祉のまちづくりを推進します。

特に、障がい者の自立支援体制の整備・強化として、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の運営、就労支援体制及び相談支援体制の充実に関して、各種部会において取り組みを推進し、取り組みの過程で生じる課題については、自立支援協議会において活発な協議を進めていきます。

令和4年度の方向性や取組みの予定

障がい者地域自立支援協議会及び各種専門部会を通じて障がい者に対する支援体制の整備に取組みを推進します。

〇障がい者地域自立支援協議会

〇相談支援部会

相談支援専門員の質の向上に関する取組み

〇就労支援部会

「一般就労への移行」「工賃向上」に関する取組み

〇地域移行部会

精神病床からの退院促進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する取組み

〇地域生活支援拠点部会

短期入所を活用した緊急時対応の事前登録の推進、及び訪問系サービス等を活用した制度の検討

〇支援の質向上・ICT 活用プロジェクトチーム

幅広く計画相談支援や障がい福祉サービス事業者の支援の質の向上を中心とした支援体制の整備に関する取組み

令和4年度の取組み状況

〇障がい者地域自立支援協議会

第１回　令和４年８月２４日　　第２回　令和４年１２月２０日

〇相談支援部会

相談支援専門員の抱える課題解決に向けた取組みを行いました。

〇就労支援部会

「一般就労への移行」

就労支援関係機関の連携体制の強化に向けた取組みを行いました。

「工賃向上」

共同受注システムの構築として、企業向けの各事業者の受注に関するカタログ作成を行いました。

〇地域移行部会

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて各団体等から実態把握などの取組みを行いました。

〇地域生活支援拠点部会

短期入所を活用した緊急時対応の事前登録の推進に向けた取組みを行いました。

〇支援の質向上・ICT 活用プロジェクトチーム

サービス提供事業者の支援の質の向上として個別支援計画作成に関する研修会開催に向けた取組みを行いました。

今後の取組みの方向性

障がい者に対する支援体制の構築・強化に向けて、引き続き、障がい者地域自立支援協議会または各種部会において様々な関係機関・関係団体と協議を進めていきます。

（2）あいサポート運動の推進

「あいサポート」とは、愛情の「愛」、私の「I（アイ）」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組みあわせ、障がいのある人を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。

「あいサポート運動」は、平成 21 年に鳥取県で始まった運動で、本市は、鳥取県と平成 30 年 11 月 5 日に「あいサポート運動にかかる協定」を締結し、**『障がいのある人もない人も、共に生きることの大切さを認識し、共に自立し、支えあう社会を目指し、共生社会の実現に向けて、さらに一歩進んでいける』**よう取り組んでいます。

日常生活のなかで、障がいのある人が困っている時などに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば、あいサポーター研修を受講することで誰でも**「あいサポーター」**になることができます。特別な技術の習得は必要ありません。この運動のシンボルマークである「あいサポートバッジ」を着用し、この運動を推進していきます。

また、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を担うのは、個人・行政だけでなく、企業・団体の役割も重要です。あいサポート運動の推進に取り組む「あいサポート企業・団体」として、職員や構成員への「あいサポーター研修」などを行っています。

この「あいサポート運動」を誰もが知る運動となるよう、「あいサポーター」「あいサポート企業・団体」と協力して進めていきます。

【あいサポート シンボルマーク】

令和4年度の方向性や取組みの予定

市民・市職員の障がい理解を促進するとともに、子どもの障がい理解を促進する取組みも実施します。

〇市民を対象としたサポーター研修の実施　（9月・12月・3月実施予定）

〇市職員を対象としたあいサポーター研修の実施　（12月実施予定）

〇保育士を対象としたあいサポーター研修の実施　（12～1月実施予定）

〇小・中学校教員を対象としたあいサポーター研修の実施

希望する小・中学校に出向き、あいサポーター研修を実施予定。また、小学校高学年～中学生を対象としたあいサポーター研修の実施も検討しています。

令和4年度の取組み状況

あいサポート企業と協力しながら市民・市職員・保育士等を対象にあいサポーター研修を実施しています。また、小・中学校や市内企業に対し、あいサポート運動の周知を行っています。

【令和5年2月時点】

あいサポーター研修：12 回実施　　あいサポーター：225 人　　あいサポート企業：2 団体

≪累計≫ あいサポーター：956 人　あいサポートメッセンジャー：59 人　あいサポート企業：7 団体

今後の取組みの方向性

引き続き市民・市職員の障がい理解を促進するとともに、子どもの障がい理解を促進する取組みを実施します。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供なども含めて、今後市民、事業者などに対する障がい理解の普及のあり方を検討する必要があります。

（3）「和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例」の推進

障がいのある・なし、コミュニケーション手段に関わらず、共に生きるまちが実現できるよう、「手話は言語であることの理解促進と普及」「障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備」「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現」を目指します。その中で、市民や市職員等に対する手話講習会を実施し、手話への理解の促進及び普及を図るとともに、市主催の講演会での手話通訳者、要約筆記者の設置を推進します。また、障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図ります。

令和4年度の方向性や取組みの予定

【手話は言語であることの理解促進と普及】

和泉市聴力障害者福祉協会・和泉市手話通訳者の会TOUCH・手話サークルいずみと協働しながら、手話は言語であることの理解促進と普及のための取組みを進めます。

○市民を対象とした手話講習会（名称：手話講習会～手話で広がるコミュニケーション～）の実施

手話への理解促進を図るとともに、手話通訳者の養成につなげられるように実施します。

①「手で話そう！」きこえないってどんなこと？　（9月・10月・11月・12月実施予定）

②「手で話そう！」手話でコミュニケーション　　（8月実施。1月にも2回実施予定）

○市職員を対象とした手話講習会の実施　（9月・11月・1月にステップ1～3実施予定）

○手話を広める動画の配信　（12～1月頃、配信予定）

手話講習会だけでなく、広く聴覚障がいや手話が言語であること等についての理解を広める機会をつくることを目的に、手話を広める動画の作成に取り組みます。

【障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備】

〇障がい者に対する情報保障等の取組みに関する現状の把握（市役所内）

まず市役所内から、手話や要約筆記、音訳等の障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備することを目的に、障がい者に対する情報保障等の取組みの現状の把握を予定しています。

令和4年度の取組み状況

【手話は言語であることの理解促進と普及】

〇市民対象手話講習会（名称：手話講習会～手話で広がるコミュニケーション～）

①「手で話そう！」きこえないってどんなこと？　4回実施　参加人数：62人

②「手で話そう！」手話でコミュニケーション　3回実施　参加人数：40人

〇市職員を対象とした手話講習会

＜ステップ1＞ 4回実施　参加人数：31人　＜ステップ2＞ 3回実施 参加人数：19人

＜ステップ3＞ 2回実施　参加人数：29人

〇手話を広める動画

条例制定の背景や手話が言語であることを伝える内容の動画を今年度中に配信予定です。

【障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備】

〇コミュニケーションボードの設置

市役所窓口部署にコミュニケーションボードの設置を予定しています。また、店舗等でも活用してもらえるよう、コミュニケーションボードのデータをホームページに掲載する予定です。

〇障がい者に対する情報保障等の取組みに関する現状の把握（市役所内）

障がい者に対する情報保障等の取組みの現状の把握のための調査を実施しています。

今後の取組みの方向性
【手話は言語であることの理解促進と普及】 　次年度も引き続き市民・職員対象の手話講習会を実施するとともに、手話を広める動画の作成に取り組みます。また、医療機関等、手話を使う聴覚障がいのある人の生活に欠かせない関係機関に対しても、手話への理解の促進を図ります。 **【障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備】** 　障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨等も踏まえ、音訳化した障がい福祉ガイドブックを作成するなど、情報保障の取組みを推進します。また、市役所内の障がい者に対する情報保障の取組みに関する現状の把握をふまえ、全庁的に情報保障の取組みを広げられるよう取り組むとともに、市全体における障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備のあり方を検討する必要があります。

参考資料

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

Ⅰ．差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事 業 者
→ 法的義務

【例１】受付の対応を拒否

【例２】介助者なしの入店を拒否

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等 → 法的義務
事 業 者 → 努力義務

【例１】携帯スロープで補助

【例２】意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

具体的対応

（１）政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

（２）
- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
- 事 業 者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※**雇用分野**における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

Ⅱ．差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決	● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実
地域における連携	● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
啓発活動	● 普及・啓発活動の実施
情報収集等	● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

（※）附則に基づき、施行後3年(平成31年4月)経過時の見直しの検討が求められている。

附則第７条において、政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、事業者による合理的配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとされている。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）概要（令和４年法律第 50 号）

目的（１条）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」：障害者基本法第２条第１号に規定する障害者（２条）

基本理念（３条）

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項
- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

関係者の責務・連携協力・意見の尊重（４条～８条）

- 国・地方公共団体の責務等（４条）※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- 事業者の責務（５条）
- 国民の責務（６条）
- 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（７条）
- 障害者等の意見の尊重（８条）

基本的施策（11 条～16 条）

(1)障害者による情報取得等に資する機器等（11 条）
- ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ②利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援
- ③関係者による「協議の場」の設置　など

(2)防災・防犯及び緊急の通報（12 条）
- ①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進　など

(3)障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13 条）
- ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ②事業者の取組への支援　など

(4)障害者からの相談・障害者に提供する情報（14 条）

国・地方公共団体について
- ①相談対応に当たっての配慮
- ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(5)国民の関心・理解の増進（15 条）
- ○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実　など

(6)調査研究の推進等（16 条）
- ○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

○障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（９条）
○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10 条）

※施行期日：令和４年５月 25 日